

## 河南町地域防犯ボランティア団体育成事業補助金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、富田林警察署長から防犯活動を委嘱され、青色防犯パトロールを行う地域防犯ボランティア団体（以下「防犯ボランティア」という。）が行う防犯活動に対し、補助を行うことにより、防犯体制を確立し、住民の防犯意識の向上を図ることを目的とする。

### （補助対象）

第2条 町長は、防犯ボランティアが行う次に掲げる費用に対し、補助金を交付する。

- （1） 防犯意識の啓発活動、総会及び研修に要した経費のうち、消耗品費及び印刷製本費
- （2） 別表に掲げる防犯資機材購入費用
- （3） 防犯パトロールのための保険料
- （4） 防犯パトロールに要した燃料費
- （5） 前号に定めるもののほか、防犯ボランティア育成及び防犯パトロールに係る費用のうち特に町長が必要と認めるもの。

### （補助金）

第3条 補助金の交付額は、予算の範囲内で前条の費用の合算額（千円未満の端数は、切り捨てる。）と3万円のいずれか低いほうの額とする。

2 前条の費用の合算額が3万円を超える額については、10万円を限度額とし、それぞれの防犯ボランティアにあん分した額（千円未満の端数を切り捨てる。）を交付する。

### （交付申請）

第4条 前条の補助金の交付を受けようとする防犯ボランティアの代表者（以下「申請者」という。）は、河南町地域防犯ボランティア団体育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- （1） 補助事業計画書（様式第2号）
- （2） 防犯ボランティア総会、防犯意識の啓発活動、防犯研修に要した経費（消耗品費、印刷製本費）の見積書写し及び総会資料（案）、啓発物（案）、研修資料（案）

- (3) 防犯資機材の見積書写し及びパンフレット
- (4) 防犯パトロール保険の見積書写し及びパンフレット
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類審査、その他必要に応じた調査を行った後、その適否を審査し、第3条第1項の交付額を決定のうえ、河南町地域防犯ボランティア団体育成事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業計画の変更)

第6条 申請者が前条の交付の決定を受けた後、当該交付額と変更すべき場合又は第3条第2項の補助金の受付を受けようとする場合は、河南町地域防犯ボランティア団体育成事業計画変更承認申請書（様式第4号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類審査、その他必要に応じた調査を行った後、その適否を審査し、交付額を変更のうえ決定し、河南町地域防犯ボランティア団体育成事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の事業実績報告)

第7条 前2条の交付決定通知を受けた申請者は、本事業完了後、河南町地域ボランティア団体育成事業補助金事業実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯ボランティア総会、防犯意識の啓発活動、防犯研修に要した経費（消耗品費、印刷製本費）の請求書・領収書写し及び総会資料、啓発物、研修資料
- (2) 防犯資機材の請求書・領収書写し及び写真
- (3) 防犯パトロール保険の請求書・領収書・保険証書写し及び保険対象の名簿
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定通知)

第8条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、河南町地域防犯ボランティア団体育成事業補助金交

付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の確定通知を受けた申請者は、河南町地域防犯ボランティア団体育成事業補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。ただし、申請者が次条に基づき事業完了前に補助金の交付を受けている場合は、その額を差し引いて請求するものとする。

2 町長は、前項の請求が適正と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（事業完了前の交付）

第10条 町長は、事業の性質上特に必要と認める場合は、前条の規定にかかわらず、第5条の交付決定額を事業完了前に補助金として交付することができる。

2 前項の補助金の交付を受けようとする申請者は、河南町地域ボランティア団体育成事業補助金事業完了前請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の請求書が適正とし認めたときは、補助金を交付するものとする。

4 第1項の場合の事業実績報告及び補助金の確定通知については、第7条及び第8条の規定を準用するものとする。

（補助金返還）

第11条 申請者が次の各号に該当するときは、町長は、補助金の返還を命ずることができる。

（1）虚偽の申請等不正に補助金を受けたとき。

（2）補助金を交付目的以外に使用したとき。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月18日から施行する。

別表(第2条関係)

防犯資機材
懐中電灯、防犯ブザー、誘導灯、拡声器、啓発用看板（電柱幕、横断幕、のぼり等）